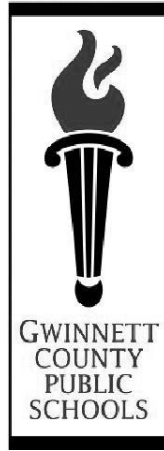


IDEA2004に基づく

保護者の権利



グイネット郡公立学校

特別教育及び心理学的サービス

ニコル・ホワイト博士

エグゼクティブ・ディレクター

2024年8月

ペアレントメンター

グイネット郡公立学校特別教育及び心理学的サービスのペアレントメンターは、グイネット郡学区の専門スタッフです。ペアレントメンターは、障害のある児童の成功とより良い結果を生み出すために、保護者、管理者、教師、地域社会の架け橋となる活動を行っています。ペアレントメンターは、ポジティブな成果へ向け、家族が解決策を見つけ、児童の学校と協力する方法を学ぶためのお手伝いをします。ペアレントメンターは、いずれも障害のある児童を持つ保護者たちであり、同じ課題を抱える児童や家族の葛藤を理解しています。ペアレントメンタープログラムに関する情報や、特別支援教育に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

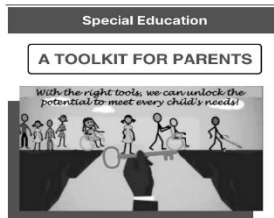
ドーン・アルバネーゼ
ペアレントメンター

Dawn.Albanese@gcpsk12.org
678-301-7212

グイネット郡公立学校は、「ジョージアペアレントメンターパートナーシップ」(GaPMP)と協賛しています。GaPMPの目的は、家族、教育者、地域社会間のコミュニケーションや結びつきを強め、最終的に障害を持つ子どもたち、そして家族の成長を促すことです。

保護者向けツールキット

特別な支援を必要とするお子様を持つ家族のために、補助的な資料や情報をご提供しています。以下のQRコードを読み込んでください。



保護者としての権利 - 特別教育について

障害者教育法、34C.F.R. § 300及び以下の項目(IDEA)は、障害のある児童の教育に関する連邦法であり、学校は障害のある児童の保護者に対して、IDEA及び米国教育省の規則の下で利用可能な手続き上の保護措置の完全な説明を含む通知を提供することを要求されています。

この文書で使用されている用語

「地方教育機関(LEA)」、「公的機関」、「機関」、「地方制度」、「制度」等の用語は、公立の非営利チャータースクールを含め、資格のある児童に特別教育及び関連サービスを提供するためにジョージア州が指定した学校制度を指します。

「保護者」という言葉は、IDEAにある保護者の広い定義と同じで、実親または養親、里親、児童の教育的決定を行う権限を持つ保護者、(祖父母、継親またはその他の親族を含む) 実親や養親に代わって行動する児童と一緒に暮らしている個人、児童の福祉に法的責任を持つ個人、または任命された代理人を含みます。(34C.F.R. § 300.30)

この通知のコピーは、1学年度に1度保護者に渡されなければなりません。その他、以下の際にも保護者に渡されなければなりません：(1) 児童が障害を持つ児童であるかどうかを判断するための最初の照会、または初めて保護者から評価要請があった時、(2) 児童の学校の制度に関する書面による正式なクレームを最初に受け取った時、(3) 児童の学校の制度に関するデュープロセスクレームを学年度内で最初に受け取った時、(4) 配置の変更を命ずるような懲戒処分を科すことが決定された時、(5) 児童または保護者の公的給付や保険に初回アクセスする前、(6) 保護者の要請があった時。 [34C.F.R. § 300.504(a)]

特別教育サービスの照会を受けた児童、または既に特別教育及び関連サービスを受けている児童の保護者として、あなたとあなたの児童は、州法及び/あるいは連邦法によって保護されている特定の権利を有しています。これらの権利は、以下の数ページにて説明されています。それらの中に理解できないものがある場合や、異なる言語での説明が必要な場合、説明を受けたい場合は、必ず学校や学校制度に問い合わせてください。

情報の守秘義務：

IDEAの対象となる障害のある児童に関する情報、その児童の特別教育と関連サービス、及びその他の個人を特定できる情報は機密情報であり、正当な必要性なしに制度内の他者に開示されることはなく、また限られた状況下でない限り、他の機関やグループに開示されません。

機密情報が公開される場合について、あなたには以下の権利があります：

1. 次の場合を除き、記録の開示に対する同意を留保することで、児童の記録に対する第三者のアクセスを制限すること。(a) 1974年の家族教育権とプライバシー法を実施する連邦規則、34C.F.R.Part99(FERPA)に記載されている特定の限定された状況、及び(b) IDEAに基づく要件を満たす目的で、記録を参加機関の職員に開示する場合。
2. 児童の個人を特定できる情報の公開を、児童に移行サービスを提供する、またはその費用を負担する参加機関の関係者に制限すること。
3. 児童の個人を特定できる情報の公開を、居住地の地域教育機関にない私立学校に制限すること。
4. 児童の記録の情報が破棄される前に通知を受け、コピーを受け取ること。
5. 情報が誰に開示されたかを知ること。そして
6. 児童が入学を希望する、または入学資格のある他の機関に送られた全ての情報を確認し、そのコピーを受け取ること。

記録：

「教育記録」とは、FERPA における「教育記録」の定義で対象となる類の記録を意味します。これらの規則では、「教育記録」を以下のように定義しています。

教育記録とは、以下のような記録を意味します：

- (1) 児童に直接関係する内容。
- (2) 教育機関や組織、または教育機関や組織のために行動する当事者によって維持される内容。

含まれていない定義は以下の通りです：

- (1) 作成者が単独で保管している記録で、記憶の補助としてのみ使用され、記録の作成者の一時的な代理を除いて、他の人がアクセスしたり明らかにしたりすることのない記録。
- (2) § 99.8の規定に従う教育機関の法執行部門の記録。
- (3) 教育機関または教育機関に雇用されている個人に関連するもので、通常の業務過程で作成・維持される記録。従業員としての立場にある個人にのみ関連する記録。これらの記録は他の目的で使用することはできません。ただし、教育機関または教育機関に在籍している個人で、学生としての地位の結果として雇用されている者に関する記録は教育記録です。
- (4) 18歳以上の学生、または高等教育機関に通っている学生に関する記録で、医師、精神科医、心理学者、またはその他の認められた専門家や準専門家がその専門的な立場で作成または保持し、学生の治療に関連してのみ作成、保持、または使用し、治療を行う個人にのみ開示されるものです。この定義において、「治療」には、リメディアル教育活動、または機関あるいは機関での指導プログラムの一部である活動は含まれません。
- (5) 個人が在籍しなくなった後に教育機関が作成あるいは受領した記録で、個人の学生としての在籍状況に直接関連していないもの。
- (6) 教師が回収して記録する前の、相互評価の論文に対する成績。

教育記録について、あなたは以下の権利を有しています：

1. 不必要な遅延なく、個別教育プログラム（IEP）に関する会議、デュープロセスヒアリング、または解決セッションの前、あるいはあなたの要請がなされてから45日以内に、あなたの児童に関する全ての教育記録を検査・検討すること。
2. あなたの代理人に記録を確認させること。
3. 記録のコピーが提供されないことで、あなたが記録を検査・検討する権利の行使が事実上妨げられる場合、公的機関に記録のコピーを提供するよう要請すること。
4. 州法に基づいてあなたが権限を持たないことを通知されていない限り、あなたが児童の記録を検査・検討する権限を持っていると公共機関に推定させること。
5. 教育記録に複数の児童に関する情報が含まれている場合、自分の児童に関する情報のみを検査・検討すること。
6. （保護者と参加機関の権限のある従業員によるアクセスを除き）IDEAに基づき収集、維持、使用される教育記録に含まれる児童の個人を特定できる情報へのアクセスを得た関係者の記録を、その関係者の名前、アクセスが与えられた日付、その関係者が記録を使用することを許可されている目的を含めて公共機関に保管させること。
7. 公的機関に無償で教育記録を検索または取得してもらうこと。
8. 記録のコピー費用は、その費用によって記録を検査・検討する権利の行使が事実上妨げられない場合にのみ請求されること。
9. 機関が収集、維持、使用している記録の全ての種類と場所を知らされること。
10. 記録の中のあらゆる項目について、説明や解釈を求めること。

11. 記録が不正確であったり、誤解を招くような内容であったり、児童のプライバシーやその他の権利を侵害している場合に、記録の修正を求めること。
12. 情報の修正を求めた後、修正するかどうかを合理的な期間内に機関に決定してもらうこと。
13. 機関が要請された記録の修正を拒否した場合、記録の修正の拒否とヒアリングの権利について知らされること。
14. 情報が不正確、誤解を招く、または児童の権利を侵害していると機関がヒアリングで判断した場合には、書面で通知され、記録を修正してもらうこと。
15. 情報を修正する必要がないとヒアリングで決定された場合、その情報についてのあなたの意見と、あなたが機関の決定に同意しない理由を記載した声明を記録に残す権利があることを知らされること。そして
16. 争われた記録が維持されている限り、あなたの説明を記録に残し、争われた記録が開示された場合にはそれも開示してもらうこと。

独立教育評価：

「独立教育評価」とはあなたの児童の教育に責任を持つ学区に雇用されていない、有資格検査官によって行われる評価です。「公費」とは、学校制度が評価費用を全額負担するか、または評価が無償で提供されることを保証することを意味します。これは、各州が要件を満たすために州内で利用可能なあらゆる州、地方、連邦、及び民間の支援源を利用することを認めるIDEAの規定に沿ったものです。[34C.F.R. § 300.502(a)(3)(i-ii)]

あなたが同意できない児童の評価を学校制度が実施するたびに、あなたには、児童の独立教育評価を1回のみ公費で受ける権利があります。

あなたが公費で児童の独立教育評価を要請した場合、あなたの学校制度は、不必要な遅延なく、次のいずれかを行わなければなりません：(a) あ

あなたの児童の評価が適切であることを示すために、デュープロセスクレームを提出し、ヒアリングを要求すること、または (b) あなたが得た児童の評価が学校制度の基準を満たしていないことをデュープロセスヒアリングで学校制度が証明しない限り、公費で独立教育評価を提供すること。

学校制度がヒアリングを要請し、行政法判事 (ALJ) / 審査官の最終決定が、学校制度の児童の評価が適切であるというものであった場合、あなたには独立教育評価を受ける権利がありますが、それは公費ではありません。

あなたが児童の独立教育評価を要求した場合、学校制度が取得した児童の評価になぜあなたが反対するのか、学校制度は理由を尋ねることができます。しかし、説明を求めず公費で児童の独立教育評価を提供するか、学校制度による児童の評価を弁護するためのデュープロセスヒアリングを要請するためにデュープロセスクレームを提出するかのいずれかを、学校制度は不当に遅らせることはできません。

独立教育評価について、あなたは以下の権利を有します：

1. 有資格検査官による独立教育的評価を受けること。
2. 公費または私費で得られた学校制度の基準を満たす独立教育評価が、(a) 児童の無償で適切な公教育 (FAPE) に関して配置やプログラムの決定が行われる会議で考慮され、(b) デュープロセスヒアリングでエビデンスとして使用されること。
3. 児童の学校制度から、独立教育評価を無償または低額で受けられる場所と、その評価に適用される学校制度の基準を教えてもらうこと。
4. 公的機関がその評価が適切であると示すために、FAPEに関するヒアリングを開始する権利を有している場合を除き、あなたが公的機関の評価に同意できない場合は、評価を受けた公的機関が使用した基準と同じ基準（評価の場所、検査官の資格など）に基づく独立教育評価を公費で受けられること。そして

5. ヒアリング中にALI/審査官から評価を求められた場合、公費で独立教育評価を受ける権利。

通知：

「通知」とは、提案されている評価、会議、プログラムや資格の変更、またはIDEAに基づく障害のある児童に提供される識別、評価、サービスに関連するその他の情報について、保護者に提供される書面による情報を意味します。変更が行われる前に、あなたに情報を提供し、回答する機会を与えるために、書面による通知が行われます。

通知に関して、あなたは以下の権利を有しています：

1. 学校制度が児童の識別、評価、配置、FAPEの提供を開始または変更する（または開始あるいは変更を拒否する）前に、通知を受け、全ての会議に出席すること。
2. その通知を、母国語またはその他の主要な通信手段で、一般の人々が理解できるレベルの書面で行うこと。
3. 母国語またはその他のコミュニケーション手段が文字言語でない場合、通知を口頭またはその他の方法で母国語へ、またはその他のコミュニケーション手段を使って翻訳してもらうこと。
4. 通知内で、提案されているアクションを説明し、なぜそれが提案されているのかを説明し、学校制度が検討したオプションを説明し、なぜ他のオプションが拒否されたのか理由を説明してもらうこと。
5. 学校制度が提案したアクションや拒否の根拠として使用した各評価手順、テスト、評価、記録、報告書について通知を受けること。
6. 機関の提案するアクションまたは拒否の根拠に関連するその他の要因の説明。

7. あなたが利用できる全ての手続き上の保護措置についての十分な説明を含む通知。
8. IDEAの規定を理解するための支援を得るための連絡先について通知を受けること。
9. 学校制度が児童やあなたの公的な給付金や保険に初回アクセスする前、1回限りの保護者の同意を得る前、そしてその後は毎年通知を受けること。
10. 機関が児童の識別、評価、配置、またはFAPEの提供を開始あるいは変更する前、または開始あるいは変更を拒否する前に、上記の第2～8項の全ての情報を含む書面による事前通知。
11. 全てのIEPチーム会議に出席すること。これには (a) 相互に合意できる時間と場所で会議を行う、(b) 誰が出席するか通知を受ける、(c) 障害のあるあなたの児童についての知識や専門性を持つ人を同伴すること、が含まれます。そして
12. 学校制度で利用可能な場合、全ての通知を電子メールで受け取ることを選択できること。これらには、書面による事前通知、手続き上の保護措置（保護者の権利）に関する通知、デュープロセスクレームに関する通知が含まれます。

同意：

「同意」とは以下のことを意味します。

1. あなたは、同意しようとしているアクションに関する全ての関連情報を、あなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段（手話、点字、口頭でのコミュニケーション等）で十分に知らされています。
2. あなたは、記載されたアクションを理解し、書面で同意し、同意書にはその行為が記載されており、（もしあれば）開示される記録のリストとその相手が記載されています。そして

3. あなたは、この同意があなたの自発的なものであり、いつでも同意を撤回できることを理解しています。あなたが同意を撤回しても、あなたが同意した後と撤回する前に発生した行為を否定する（元に戻す）ことはできません。

同意について、あなたは以下の権利を有しています：

1. 児童がIDEAに基づき特別教育及び関連サービスを受ける資格があるかどうかを判断するため、児童の初期評価の前に同意すること。学校制度から提案されるアクションの書面による事前通知を受けねばなりません。
 - a. あなたが同意の提供を拒否した場合、または同意の要請に応じなかった場合、学校制度は、調停またはデュープロセスヒアリングの手続きを用いて初期評価を得ることができますが、その必要はありません。
 - b. 初期評価への同意は、IDEAに基づくサービス提供への同意ではありません。
 - c. 公的機関は、あなたが同意を提供しない場合、評価を追求しなくても、その児童発見義務に違反しません。
2. 再評価が行われる前に同意すること。あなたの学校制度が以下の通り証明できない限り、これは真実です。(1) 児童の再評価について、あなたの同意を得るために合理的な手段を講じたこと、そして(2) あなたがそれに応じなかったこと。
 - a. あなたが児童の再評価への同意を拒否した場合、学校制度は、調停またはデュープロセスヒアリングの手順を用いて、児童の再評価への同意を拒否したあなたの意見を覆すことを求めて、児童の再評価を追求することができますが、そうする必要はありません。

- b. 初期評価と同様に、学校制度がこの方法で再評価を行うことを断念しても、IDEAの義務に違反することはありません。
3. あなたがホームスクールあるいは保護者の費用で私立学校に通う児童の保護者で、児童の初期評価または再評価に対する同意をしない場合、あるいはそのような同意への要請に回答しない場合、同意を得るための調停またはデュープロセスヒアリングの手続きの対象とはならないこと。
 - a. 公的機関は、その児童がサービスを受ける資格があると考慮する必要はありません。
4. 特別教育を受ける前に同意をすること。学校制度は、特別教育及び関連サービスを最初に提供する際に、保護者からインフォームドコンセントを得るための合理的な努力をしなければなりません。
 - a. 保護者が特別教育及び関連サービスの最初の提供に対する同意に応じない、または拒否した場合、学校制度はその同意を得るために調停またはデュープロセスヒアリングの手続きを使用することはできません。
 - b. あなたが同意しない場合、学校制度はその児童発見の責任や、児童にFAPEを提供する義務に違反することはありません。
 - c. 学校制度は、特別教育及び関連サービスへの同意がされていない児童のために、IEPチーム会議を招集し、IEPを作成する必要はありません。
5. 学校制度が児童やあなたの公的給付や保険に初回アクセスする前の1回限りの書面による同意。また、学校制度が児童やあなたの公的給付や保険の初回査定をする前、及びその後毎年、書面による通知を受ける権利。

6. いつでも同意を撤回できること。最初のサービス提供に対する同意の後、どの時点においても、児童への特別教育及び関連サービスの継続的提供に対する同意を書面で撤回した場合、学校制度は以下のように進めます：
- a. 児童への特別教育及び関連サービスの提供を継続しないことを決定することができますが、サービスの提供を停止する前に、書面による事前通知を行わなければなりません。
 - b. 同意を得るために、調停やデュープロセスヒアリングの手続きを用いることはできません。
 - c. あなたが同意を撤回したのであれば、FAPEの提供に違反することはありません。
 - d. さらなるサービス提供のためのIEPチーム会議の招集やIEPの作成は必要ありません。そして
 - e. 児童の教育記録を修正して、児童が特別教育及び関連サービスを受けていたことに関する記述を削除する必要はありません。

備考：評価や再評価の一環として既存のデータを確認する前や、全ての児童に実施されるテストを実施する前には、全ての児童に同意が必要な場合を除き、同意は必要ありません。

論争解決：

IDEAの規則では、州訴状とデュープロセスクレームやヒアリングについて、それぞれ別の手続きが定められています。全ての論争解決についての詳細な説明と解説は、州議会規則160-4-7-12の論争解決に記載されていますが、両クレーム手続きについては以下に説明します。

州訴状の手続き

個人または組織は、学校制度、州教育庁(SEA)、またはその他の公的機関

によるIDEA要件の違反を主張する正式な書面による州訴状（州訴状）を提出することができます。州訴状は、タイムラインが適切に延長されない限り、60暦日の期間中にSEAによって解決されなければなりません。

州訴状：クレームは、IDEA違反の疑いを記載した署名入りの書面でなければなりません。クレームには、地域制度がIDEAの要件に違反している旨の記述と、その記述の根拠となる事実が含まれていなければなりません。クレームは、クレームが提出された日から遡って1年以内に発生した違反を申し立てなければなりません。

1. 州訴状があった場合、双方が合意すれば調停の権利があります。
2. 州訴状は、ジョージア州教育省(GaDOE)またはその委託先が調査します。申し立てをした当事者と関係する公的機関の双方が、調査中にGaDOEに情報を提供する機会があります。
3. 州訴状に対する決定は、特別な事情で延長されない限り、60暦日以内にGaDOEから出されます。
4. 州訴状の決定には上訴できません。

デュープロセスクレームのプロセス

保護者、成年に達した障害のある学生、または学校制度のみが、障害のある児童の識別、評価、教育的配置、または児童へのFAPEの提供を開始または変更する提案あるいは拒否に関連するあらゆる問題について、デュープロセスの申し立てを行うことができます。デュープロセスに関するクレームについては、（解決会議や調停で解決しなかった場合）公正なデュープロセス審査官がクレームを審理し、審査官があなたまたは学校制度のいずれかの要求に応じて期限の延長を認めた場合を除き、本書の「解決処理」の項に記載されているように、解決期間終了後45暦日以内に書面による決定を下さなければなりません。

デュープロセスクレーム：クレームは、クレーム当事者がクレームの根拠となる申し立てられた行為を知った日、または知るべきであった日

から遡って2年以内に発生した違反の申し立てを記載する必要があります。デュープロセスクレームとは、問題を解決するためのヒアリングの実施を求めるものです。申し立てを行った当事者が以下の理由から期限内にデュープロセスの申し立てを行うことができなかった場合、2年間の期限は適用されません。(1) 学校制度が、クレームで特定された問題を解決したと明確に虚偽の説明をした場合。または(2) 学校制度が、IDEAのパートBに基づいてクレームを出した当事者に提供する必要があった情報を隠した場合。

1. **デュープロセスクレーム通知書を提出する責任。**IDEAに基づくデュープロセス違反を主張する保護者や学校、またはその弁護士は、デュープロセスクレームの通知を相手（またはその弁護士）とGaDOEに提供する必要があります。通知書には、児童の名前と自宅住所、児童が通う学校名、ホームレスの児童や若者の場合は児童の連絡先と学校名、問題の性質の説明、解決策の提案を記載しなければなりません。デュープロセスの申し立てを行う当事者は、デュープロセスヒアリングが行われる前にこの通知書を提出しなければなりません。
2. **デュープロセスクレームを提出する問題の性質について十分な通知を行う責任。**学校制度が保護者のデュープロセスクレーム通知が不十分であると感じた場合、制度はクレームを受け取ってから15日以内に審査官に書面で通知しなければなりません。
 - a. その後、ALJ/審査官は、通知がIDEAの要件を満たしているかどうかを最長5日間で判断します。決定を下した場合、ALJ/審査官は直ちに決定内容を書面で全当事者に通知しなければなりません。ALJ/審査官がクレームが十分であると判断した場合、学校はデュープロセスクレームに対応しなければなりません。ALJ/審査官がクレームが十分ではないと判断した場合、保護者は新しいクレームを再提出する機会があり、タイムラインは最初からやり直しとなります。
3. **デュープロセスクレームの内容に関する事前の書面による通知。**学校制度がデュープロセスクレームの通知を受け取った場合、まずデュープロセスクレームの内容に関して書面による事

前通知を行ったかどうかを判断しなければなりません。そうしていなかった場合、学校制度はデュープロセスクレームの通知を受け取ってから10日以内に保護者に回答を提出しなければなりません。事前の書面による通知には、以下の内容が含まれていなければなりません：

- a. デュープロセスクレームで提起されたアクションを機関が提案または拒否した理由の説明。
 - b. IEPチームが検討したその他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明。
 - c. 提案された、または拒否された行動の根拠として、機関が使用した各評価手順、評価、記録、または報告書の説明。そして
 - d. 学校制度の提案または拒否における関連要因の説明。
4. **解決セッション。**クレームが提出されてから15日以内に、制度は保護者とIEPチームの関連メンバーとの間で解決セッションを開催しなければなりません。解決セッションでは、保護者と学校制度がデュープロセスヒアリングを回避し、児童にすぐに利益を与えることができるように、デュープロセスクレームの問題を解決する機会を提供します。解決セッションは、両当事者が調停処理を利用することに同意するか、両当事者が解決セッションと調停を放棄することに書面で同意する場合は除き、デュープロセスヒアリングが進む前に行われなければなりません。
- a. セッションには、学校制度を代表して意思決定の権限を持つ代表者が参加しなければなりません。
 - b. このセッションには、保護者が弁護士を同伴していない限り、制度のための弁護士を含めることはできません。
 - c. このセッションでは、デュープロセスクレームを提出した当事者が、クレームとその根拠となる事実について話

し合う機会と、回答した当事者がクレームを解決する機会が提供されます。

- d. 当事者が合意に達した場合、保護者と学校制度の代表者が署名した法的拘束力のある契約書を締結しなければなりません。
- e. 本契約は、管轄権を有する州裁判所または米国地方裁判所で執行可能です。いずれの当事者も、契約締結後(3)日以内であれば、本契約を無効にすることができます。
- f. デュープロセスクレームが、この解決セッションを通じてクレームの受領から30日以内に保護者が満足する形で解決されない場合、当事者はデュープロセスヒアリングに進むことができます。

5. **公正なデュープロセスヒアリング。** デュープロセスクレームが提出された場合、当事者は、GaDOEまたはGaDOEが契約した公正な機関が行う公正なデュープロセスヒアリングを受ける権利を有します。ヒアリングは、いずれの当事者にも費用をかけないものとします。ただし、弁護士や専門家を雇うための費用は、裁判所が勝訴した当事者に回収を認める場合を除き、各当事者が負担します。

デュープロセスヒアリングにおいては、あなたは以下の権利を有します：

- 1. あなたの児童の教育に関わる公的機関に雇用されていない、あるいは個人的または職業的にヒアリングに関心のあるALJ/審査官にヒアリングの議長を務めてもらうこと（ALJ/審査官は、ALJ/審査官を務めるために公的機関から報酬を得ているというだけで、その機関の従業員ではありません）。
- 2. 各人物の資格に関する記述を含むALJ/審査官を務める人物のリスト。

3. ヒアリングにて、弁護士や障害のある児童の問題に関して特別な知識や訓練を受けた人が同行し、アドバイスを受けること。
4. あなたが情報を要請した際、またはあなたや制度がデュープロセスクレームを開始した際に、地元制度から無償または低額の法的サービスやその他の関連サービス（例えばヒアリングの証人となりうる障害の状態に関する専門家）が利用できることを教えてもらえること。
5. 障害の顕在化に関するデュープロセスクレームを行った場合の迅速なデュープロセスヒアリング。
6. ヒアリングに児童を同席させること。
7. ヒアリングを一般に公開させること。
8. ヒアリングにおいて、証拠を提示し、証人と対峙し、反対尋問を行い、証人に出席させること。
9. あなたとあなたの児童にとって合理的に都合の良い時間と場所でヒアリングまたは異議申し立てを設定すること。
10. 各当事者が他の全ての当事者に、それまでに完了した全ての評価と、申し出た当事者の評価に基づいて当事者がヒアリングで使用する予定の推奨事項を、ヒアリングの少なくとも5営業日前に開示させること。
11. ALJ/審査官に、ヒアリングの少なくとも5営業日前に開示されていない証拠についてヒアリングでの提出を禁止するよう求めること。
12. ヒアリングの内容を書面または電子的に記録させること。
13. ALJ/審査官が、いずれかの当事者の要求に応じて特定の期間の延長を認める場合を除き、解決セッション期間後45日以内に、書面または任意で電子的な事実認定と決定を入手すること。

14. 当事者が管轄の州裁判所または米国地方裁判所に民事訴訟を提起しない限り、ALJ/審査官が下した最終決定が実施されること。当事者が民事訴訟を提起することを選択した場合、両当事者が別段の合意をしない限り、全ての控訴が完了するまで、児童は現在の教育施設に留まります。決定で要求される是正措置や補償措置は、全ての異議申し立てが完了するまで行われません。
15. ALJ/審査官の決定を受けた日から90日以内に、州裁判所または連邦裁判所に民事訴訟を提起して控訴すること。
16. あなたと機関が別段の合意をしない限り、全てのヒアリング及び上訴手続きが完了するまで、あなたの児童を現在の教育施設に留めること。この権利は、懲戒手続きに基づく配置、症状の決定、または学校制度が現在の配置を維持することが児童や他の人に傷害を与える可能性が高いと判断した場合の異議申し立てには適用されません。これらの控訴期間中、保護者と州または学校制度が別段の合意をしない限り、ALJ/審査官の決定が出るまで、または懲戒規定あるいは連邦法に定められた期間が満了するまでのいずれか早い方の期日まで、暫定的代替教育環境に児童を留めなければなりません。
17. デュープロセスクレームが公立学校への最初の入学申請に関する場合、全ての手続きが完了するまで、児童を公立学校のプログラムに入れること。

備考：児童行動が児童の障害の現れではないという学校制度の判断に同意できない場合は、州訴状またはデュープロセスクレームを申し立てることができます。

弁護士費用

米国地方裁判所は、デュープロセスクレームや民事訴訟の和解の一環として、保護者、SEA、地方制度を問わず、勝訴した当事者に適切な弁護士費用を与えることができます。SEAまたは地方制度に与えられる弁護士費用は、一定のガイドラインに基づいてのみ認められます。

1. 保護者の弁護士が、軽薄、不合理、または根拠のないクレームや民事訴訟を提起した場合、あるいはクレームが明らかに軽薄、不合理、または根拠のないものとなった後に弁護士が訴訟を継続した場合には、公的機関の弁護士費用の支払いを余儀なくされることがあります。
2. 保護者のデュープロセスクレームやその後の民事訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延、訴訟費用の不必要な増加等の不適切な目的で提起された場合、保護者やその弁護士は公的機関の弁護士費用を支払わなければならないことがあります。
3. 全ての法的手続きと行政的手続きやサービスが払い戻しの対象となるわけではありません。裁判所は、書面による和解の申し出が保護者になされた時点以降に行われたサービスに対して、以下の場合に、弁護士費用を与えないことがあります。
 - a. 連邦民事訴訟規則第68条に基づき、または行政上の審理の場合はヒアリングの10日以上前に、申し出がなされた場合。
 - b. 10日以内に申し出が受け入れられない場合。そして
 - c. 裁判所または行政審査官は、保護者が最終的に得た救済が和解案よりも有利ではないと判断します。ただし、和解案を拒否したことが実質的に正当化された保護者には、弁護士費用が認められる場合があります。
4. また、IEPチーム会議は、行政手続きや司法措置の結果として招集された場合や、州の判断で調停セッションのために招集された場合を除き、払い戻しの対象とはなりません。
5. 解決セッションのための弁護士費用も払い戻しの対象外となります。

調停

調停は、IDEAに関連する意見の相違について、保護者、学校制度、また

はいかなる当事者が要請することができます。

1. 調停は、いずれかの当事者が、弁護士、その他の代理人または顧問の費用を負担することを除き、いずれの当事者にも無償で行われるものとします。
2. 調停は任意です。
3. 調停は、ヒアリングを受ける権利を否定または遅延させるために用いてはなりません。
4. 調停は適時に予定され、紛争の当事者にとって都合の良い場所で行われるものとします。
5. 調停は、公平で州が無作為に選んだ資格と訓練を受けた調停人によって行われるものとします。
6. 調停中の話し合いは機密事項であり、その後のデュープロセスヒアリングや民事訴訟において証拠として使用することはできません。
7. 調停で論争が解決した場合、当事者は解決内容を定めた法的拘束力のある合意書を締結し、署名しなければなりません。

備考：解決セッション合意書、調停合意書、デュープロセス決定書は法的拘束力があり、管轄権を有する州裁判所または米国連邦地方裁判所を通じて執行される可能性があります。

備考：また、いずれの当事者も、解決合意、調停合意、またはデュープロセス決定が当事者によって履行されていないことを主張して、州訴状を提出することができます。 GaDOEは、州訴状手続きに基づいて調査を行い、書面による決定を下します。

評価：

評価は、特別教育や関連サービスを必要とする障害のある児童であることが疑われる場合に行われます。評価（通常、「再評価」と呼ばれる）

は、すでに資格があり、特別教育関連サービスを受けている児童の現在の教育ニーズを判断するためにも行われます。学校制度はあなたの児童の評価を拒否することができますが、学校制度はその拒否を説明し、あなたの児童が評価されるべきかどうかを決定するためのデュープロセスヒアリングを受ける権利があることを説明する書面による事前通知をあなたに提供しなければなりません。

評価については、あなたは以下の権利を有します：

1. 児童の教育上のニーズについて、完全かつ個別の評価を受けること。
2. 障害が疑われる分野に精通した専門家を少なくとも1名含む学際的なチームによって評価が行われること。
3. あらゆる障害が疑われる全ての分野で児童が評価を受けること。
4. 資格のある審査員による適切なテストの実施。
5. 特別支援教育及び関連サービスを受ける資格の有無や、児童に適切な教育プログラムを決定する際に、関連する機能的、発達の、及び学業的な情報を収集するために使用される、さまざまな評価ツールやその他の要素を有すること。
6. 適性や適切な教育プログラムを決定するために、複数の評価やデータが使用されること。
7. 個人で入手した（有資格審査官が実施する）他の評価の情報を提供し、その情報を児童が障害のある児童であるかどうかや、児童の教育上のニーズを決定する過程で考慮してもらうこと。
8. 児童の母国語またはコミュニケーション手段で評価を実施してもらうこと。
9. 少なくとも3年に一度は再評価を受けられること。

10. あなたもしくは担任の先生から要望があれば、3年以内に再評価を受けられること。ただし、再評価は、あなたと学校制度が別段の合意をしない限り、1年に1回を超える頻度で行わないものとします。
11. 学年末の30日以内、または夏期に照会された場合を除き、保護者の同意を得てから60暦日以内に初期評価が完了されること。
 - a. 学校制度の教師の大半が契約を結んでいない夏休み期間は、評価のための60日間のタイムラインに含まれません。ただし、学校制度が夏休み期間中に評価を行うことを禁止するものではありません。
 - b. 児童が祝日やその他の事情で連続して5日間学校にきていない場合は、その前後の週末を含めて60日のタイムラインにカウントされないものとします。
 - c. 夏期やその他の休暇期間中に3歳になる児童は、3歳の誕生日までに適格性の判断と（適切な場合であれば）IEPを実施しなければなりません。
12. 以下に基づいて初期判定の適格性が判断されること：(a)IDEAで定義されている障害の存在、そして(b)障害が児童の教育に与える影響の記録。
13. 評価報告書及び適格性に関する記録のコピーを、60日間の初期評価期間が終了した時点、または、最善の方法として初期評価終了後10暦日以内に行われるべき適格性会議で、無料で提供してもらうこと。

備考：特別教育及び関連サービスを提供するための同意が以前に撤回された場合、新たな照会は初回評価として扱われるものとします。

制限が最小限の環境：

「制限が最小限の環境」とは、障害のある児童が、その教育に適切な最大限の範囲で、障害のない同級生と一緒にいることができる権利を表す

言葉です。それぞれの児童は異なり、IEPチームが特別教育サービスを提供するための環境を決定します。サポートやサービスを受けてもこの環境では成功しないという証拠がない限り、児童は通常の教室で特別教育や関連サービスを受け続けるべきです。

制限が最小限の環境について、あなたには以下の権利があります：

1. IEPチームが決定した適切な最大限の範囲で、障害のない児童と一緒に教育を受けること。
2. 特別クラスや独立した学校が必要な場合を除き、児童が通常の教育環境に留まること。通常クラスから児童を外すのは、障害の性質や程度が、補助的な援助やサービスを利用しても通常クラスでの教育が十分に達成できないような場合にのみ限るべきです。
3. 通常の教育プログラムからの離脱が制限の最も少ない状況となるように、連続した代替施設を用意してもらうこと。
4. 通級指導教室や巡回指導などの補助的なサービスを受けることで、児童が学校生活の大半を通常のクラスで過ごすことができるようにしてもらうこと。
5. 児童のIEPが他の調整を必要としない限り、障害がない場合に通うはずの学校に配置してもらうこと。
6. 児童のニーズに合わせて、食事、休み時間、カウンセリング、スポーツ、部会等、学業以外のサービスや課外活動に最大限参加できるようにしてもらうこと。学校制度は、障害を持つ各児童が、児童のIEPチームによって、児童が学業以外の場に参加するために適切かつ必要であると判断された補助的な援助とサービスを受けられるようにしなければなりません。

代理親：

「代理親」とは、親が特定できない児童、州の被後見人、または親の所在が判明しない児童のために、学校制度が合理的な努力をした上で任命

された人を指します。

1. 児童が州の被後見人の場合、代理人がIDEAの要件を満たしていれば、児童のケースを監督する裁判官が代理人を指名することができます。
2. 児童がマッキニーヴェントホームレス支援法第725条第6項(42 U.S.C. § 11434a(6))に定義される同伴者のいない若者である場合、地域制度は、その要件に従って代理人を任命します。
3. 学校制度は、児童に代理人が必要であると学校制度が判断してから30日以内に代理人を確保するための合理的な努力をします。
4. 学校制度は、児童が代理親を必要としているかどうかを判断し、児童に代理親を割り当てる方法を有さなければなりません。

代理親は、児童の識別、評価、教育的配置、及び児童へのFAPEの提供に関連する全ての事項において、児童を代理することができます。代理親は以下のことをしなければなりません：

1. 代表する児童の利益と相反する個人的または職業的な利害関係を持たないこと。
2. 児童の適切な代理権を確保するための知識と技能を有していること。そして
3. GaDOE、地方制度、または児童の教育やケアに関わるその他の機関の職員ではないこと。

公費による私立学校への配置：

IDEAは、学校制度が児童にFAPEを提供し、保護者が児童を私立学校や施設に入れることを選択した場合、私立学校や施設での障害のある児童の特別教育や関連サービスを含む教育費用を学校制度が支払うことを要求

しません。ただし、私立学校に在籍する児童については、私立学校が所在する学校制度は、保護者によって私立学校に配置された児童に関するIDEAの規定に基づいて、そのニーズが検討される個々人のグループにその児童を含めなければなりません。

1. 児童が保護者によって非営利の私立の小中学校に配置させられた場合、私立学校が所在する制度は、連邦準備金の支給または比例配分の検討において、その児童を有資格の児童とみなさなければなりません。上記のような状況で、児童が私立の小中学校に親として在籍している場合、特別教育及び関連サービスを受ける個人の資格はありません。
2. 以前に学校制度から特別教育及び関連サービスを受けていた障害のある児童が、FAPEの提供に関する意見の相違により、学校制度の同意や照会なしに、保護者によって私立の小学校または中学校に入学した場合、そして裁判所またはALJ/審問官が、その入学前に学校制度が児童に適時にFAPEを提供しておらず、私立への配置が適切であると認めた場合、学校制度にその入学費用を保護者へ返済するよう求めることができます。
3. 上記2)に記載された払い戻し費用は、以下の場合、減額または拒否されることがあります。
 - a. 公立学校から児童を退学させる前に保護者が出席した直近のIEPチーム会議にて、懸念事項や公費で児童を私立学校に在籍させる意向を含めて、児童にFAPEを提供するために学校制度が提案した調整を拒否することを、保護者がIEPチームに伝えていなかった。または、
 - b. 児童が公立学校から退学する少なくとも10営業日前（営業日に発生する休日を含む）に、懸念事項や公費で児童を私立学校に入学させる意向を含めて、児童にFAPEを提供するために学校制度が提案した調整を拒否する旨の書面による通知を、保護者が学校制度に与えなかった。または
 - c. 保護者が児童を公立学校から退学させる前に、学校制度は児童を評価する意図と、そのような評価の適切かつ合理的な目

的の記述を保護者に書面で通知したが、保護者が児童にその評価を受けさせなかった。または

- d. 保護者がとった行動について、司法が不合理であると認めた場合。
4. 以下の場合、保護者が上記（3）の通知を行わなかったことを理由に、払い戻しを減額または拒否してはならないものとします：
- a. 学校が、保護者が通知を行うことを妨げた。
 - b. 保護者が権利の通知を受け取っていないかった。または
 - c. 通知要件を遵守すると、児童に物理的被害が加えられる可能性が高い。
5. 以下の場合、払い戻しは裁判所またはALJ/審査官の裁量により、保護者が上記（3）で言及された通知を提供しなかったことを理由に、減額または拒否されない場合があります。
- a. 保護者が非識字者または英語で書くことができない。または
 - b. 通知要件を遵守すると、児童に深刻な精神的被害を与える可能性が高い。

障害のある児童を叱るときの手順：

学校関係者は、連続して10通学日を超えない範囲で、児童のIEPチームに相談することなく、児童の行動規範に違反した障害のある児童を現在の配置から適切な暫定的代替教育環境、別の環境、または停学処分にすることができます。また、学校関係者は、別々の非行があった場合、10日以内の追加的な退去を課すことができますが、これらの退去は配置の変更を意味するものではありません。

同一年度内に連続または非連続で合計10日間、児童が現在の施設から退去した場合、その年度内のその後の退去日の間、学校制度は、児童が別

の環境ではあるが一般教育カリキュラムに継続して参加し、児童のIEPに定められた目標の達成に向けて前進できるようなサービスを提供しなければなりません。

(10日未満で配置の変更ではない退去を除き) 児童の行動規範への違反を理由に障害のある児童の配置を変更する決定から10日以内に、学校制度、保護者、及び(保護者と学校制度によって決定される) IEPチームの関連メンバーは、IEP、教師の観察、及び保護者によって提供される関連情報を含む、児童のファイルにある全ての関連情報を検討し、以下について判断しなければなりません。

1. 問題の行為に、児童の障害が起因していた、またはそれと直接のかつ実質的な関係があったのか。または
2. 問題の行為に、学校制度が児童のIEPを実施しなかったことに直接の原因があったのか。

学校制度、保護者、IEPチームの関連メンバーが、これらの条件のいずれかが満たされたと判断した場合、その行為は児童の障害の現れであると判断する必要があります。その行為が、学校制度がIEPの実施を怠った結果である場合、学校制度はそれらの欠陥を是正するために直ちに行動を起こさなければなりません。

その行為が児童の障害の現れであると判断された場合、IEPチームは機能的行動評価(FBA)を実施し(または既に実施されている場合は見直し)、その行動に対処して将来的に起こらないようにするために、児童の行動介入計画(BIP)を作成して実施(または見直して修正)しなければなりません。保護者と学校制度がBIPの修正の一環として配置の変更に同意しない限り、児童は退去した配置に戻されるものとします。

児童の行動が障害の現れではないと判断された場合、障害のない児童に適用される関連する懲戒手続きを、障害のない児童に適用されるのと同じ方法で適用される場合がありますが、児童は以下のことを行う必要があります：

- a. 別の環境ではあるが、一般教育カリキュラムに継続して参加し、児童のIEPで設定された目標の達成に向けて前進できるように、教育サービスを継続して受けること。及び
 - b. 必要に応じてFBAを受け、行動違反が再発しないように対処するための行動介入サービスや修正を受けること。
1. 児童が学校や学校行事に武器を携帯したり、違法薬物を故意に所持または使用したり、学校や学校行事中に規制薬物を販売したり販売を勧誘したり、学校や学校敷地内、または学校主催の行事中に他の人に深刻な身体的傷害を与えた場合、学校制度関係者は児童の配置を以下のように変更するよう命じることができます：
 - a. (そのような代替措置が障害のない児童に適用される範囲で) 10日以内の適切な暫定的代替教育環境、別の環境、または停学、または
 - b. 障害のない児童が懲戒処分を受けるのと同じ期間、但し45日を超えない範囲で、その行動が障害の現れであるか否かに関わらず、適切な暫定的代替教育環境へ置くこと。

代替教育環境は、IEPチームが決定します。

2. 学校関係者は、配置の変更が適切かどうかを判断する際に、それぞれ個別に固有の状況を考慮することができます。
3. ALJ/審査官は、児童の現在の配置を維持することが児童や他の人に傷害を与える可能性が高いと判断し、暫定的な代替教育環境が第4項の要件を満たしていると判断した場合、児童の配置をIEPで決定された適切な暫定的代替教育環境に45日を超えない範囲で変更することを命じることができます。
4. 本節の第1項または第4項に従って児童が置かれる暫定的代替教育環境は、児童が以下の事項を継続して教育を受けられるように選択されるものとします。

- a. 別の環境ではあるが、一般的なカリキュラムに参加し、IEPで設定された目標に向かって前進し続けるための教育サービスを受けること。及び
 - b. 必要に応じて、行動が再発しないよう対処するために設計されたFBAやBIPのサービス及び修正を受けること。
5. あなたが、暫定的代替教育環境または顕示的判断に異議を唱えるために、第1項(b)または第3項に記載された懲戒処分に関する迅速なデュープロセスヒアリングを要求した場合、あなたと州または学校制度が別段の合意をしない限り、あなたの児童は、ALI/審査官の決定が出るまで、または第1項(b)または第3項に規定された期間が満了するまでのいずれか早い方の期日まで、暫定的代替教育環境に留まるものとします。このような迅速なデュープロセスヒアリングは、ヒアリングが要求された日から20日以内に行われ、ヒアリング後10日以内に決定がなされなければなりません。解決セッション会議は、ヒアリングが要求された日から7日以内に行われなければならない。ヒアリング要求の受領から15日以内に両当事者が満足する形で問題が解決されない限り、ヒアリングを進めることができます。迅速なデュープロセスヒアリングの決定には、異議申し立てをすることができます。
6. 特別教育及び関連サービスを受ける資格があると決定されていない児童が、児童の行動規範に違反したが、学校制度がその行動が起こる前にその児童が障害を持つ児童であることを知っていた場合、その児童はこの通知に記載されている保護を主張することができます。
- a. 以下の場合、学校制度は、児童が障害を持つ児童である可能性があることを知っています：
 - i. 児童の保護者が、児童が特別教育及び関連サービスを必要としているという懸念を、監督者や管理者、または児童の担任教師に書面で表明していた場合。
 - ii. 保護者がIDEAに基づく特別教育及び関連サービスの適格性に関する評価を要求した場合。または

iii. 児童の教師または他の学校制度職員が、児童が示した行動パターンに関する具体的な懸念を、学校制度の特別教育担当監督者または学校制度の他の監督職員に直接伝えた場合。

b. 以下の場合、学校制度は知識がありません。

- i. 児童の保護者が、児童の評価を受けさせず、特別教育及び関連サービスを拒否し、または特別教育及び関連サービスの提供に対する同意を撤回した場合。または
- ii. 児童が評価を受け、IDEAに基づきサービスを受ける資格のある障害のある児童ではないと判断された場合。

これらの権利の詳細な説明を希望される場合は、以下の担当者または組織に連絡してください。

1. あなたが居住する地域の学校制度の特別教育監督者
2. ジョージア州教育省特別教育支援及びサービス部門

所在地 : Suite 1870, Twin Towers East, Atlanta, Georgia 30334-5010
電話番号 (404)656-3963

3. ジョージア学習リソースシステム (GLRS) 地域センター。連絡先は以下を参照してください。 <http://www.gadoe.org/Curriculum-Instruction-and-Assessment/Special-Education-Services/Pages/Georgia-Learning-Resources-System.aspx>.

特別教育に関する規則は、ジョージア州教育省のウェブサイトに掲載されています。 <http://www.gadoe.org/Curriculum-Instruction-and-Assessment/Special-Education-Services/Pages/Special-Education-Rules.aspx>.

特別教育の法的支援機関

ジョージア州法律サービスプログラム

ジョージア州弁護士プロボノプロジェクト

州弁護士本部

104 Marietta Street, N.W., Suite 100

Atlanta, Georgia 30303

404-527-8762

1-800-334-6865

アトランタ法律扶助協会

<http://www.atlantalegalaid.org/>

グウィネット事務所：

678-376-4545

ジョージア州アドボカシー事務所

www.thegao.org/

150 E. Ponce de Leon

Avenue Suite 430

Decatur, Georgia 30030

404-885-1234

800-537-2329